	特別県営住宅駐車場の使用料の徴収の免除 （１）　東部総合事務所の所管区域に係るもの （２）　中部総合事務所の所管区域に係るもの （３）　西部総合事務所の所管区域に係るもの （二十二）　同条例第24条の16第４項の規定による特別県営住宅駐車場の使用料の徴収の猶予 （１）　東部総合事務所の所管区域に係るもの （２）　中部総合事務所の所管区域に係るもの （３）　西部総合事務所の所管区域に係るもの （二十三）　同条例第24条の18第１項の規定による県営住宅駐車場の使用者の資格を失った者等に対する特別県営住宅駐車場の明渡しの請求	○					○ ○ ○ ○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
七の二　鳥取県特別県営住宅管理規則（昭和43年鳥取県規則第41号）に基づく知事の権限に属する事務	１　同規則第３条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に基づく事務のうち次に掲げるもの （一）　同規則第13条の規定による同居者の異動届の受理 （１）　東部総合事務所の所管区域に係るもの （２）　中部総合事務所の所管区域に係るもの （３）　西部総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	（二）　同規則第16条の８の規定による県営住宅駐車場の使用者変更の承認 （１）　東部総合事務所の所管区域に係るもの （２）　中部総合事務所の所管区域に係るもの （３）　西部総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長

八　住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第７条の規定による住宅改良事業の事業計画及びその変更についての協議	○							
	2　同法第９条第１項の規定による改良地区内における土地の形質の変更等の許可		○						
	3　同法第９条第４項の規定による法令に違反した者に対する土地の原状回復等の命令	○							
	4　同法第21条第１項の規定による測量等のための土地の試掘等の許可		○						
	5　同法第32条の規定による市町村に対する住宅地区改良事業のための技術的援助	○							
	6　同法第34条の規定による市町村に対する報告及び資料の提出の要求並びに勧告、助言及び援助		○						
九　租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同法第28条の４第３項第５号イ、第31条の２第２項第15号ハ、第62条の３第４項第15号ハ又は第63条第３項第５号イの規定による優良な宅地の認定		○						
	2　同法第28条の４第３項第６号、第31条の２第２項第16号ニ、第62条の３第４項第16号ニ又は第63条第３項第６号の規定による優良な住宅の認定		○						
	3　同法第28条の４第３項、第31条の２第２項、第62条の３第４項又は第63条第３項の規定による優良な宅地又は優良な住宅の認定の証明		○						
十　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に基づく住宅金融支援機構からの受託業務	1　同法第16条第１項の規定による住宅金融支援機構からの受託業務 (一)　同法第13条第１項第５号に規定する資金の貸付けに係る工事の審査 (1)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの						○	東部総合事務所長	
	(2)　中部総合事務所の所管区域に係るもの						○	中部総合事務所長	
	(3)　西部総合事務所及び日						○	西部総合事務所長	

	野総合事務所の所管区域に係るもの								
	(二) 同法第13条第１項第６号に規定する資金の貸付けに係る工事の審査								
	(１) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの							○	東部総合事務所長
	(２) 中部総合事務所の所管区域に係るもの							○	中部総合事務所長
	(３) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							○	西部総合事務所長
十一 不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第３条第１項の規定による不動産特定共同事業の許可			○					
	2 同法第８条第１項の規定による事務所の所在地の変更の許可			○					
	3 同法第９条の規定による業務の変更等の認可			○					
	4 同法第34条第１項又は第２項の規定による不動産特定共同事業者に対する必要な指示			○					
	5 同法第34条第３項（同法第35条第３項又は第37条第３項において準用する場合を含む。）の規定による処分をしたときの主務大臣への報告及び他の都道府県知事への通知			○					
	6 同法第35条第１項又は第２項の規定による不動産特定共同事業者に対する業務の停止の命令		○						
	7 同法第36条の規定による不動産特定共同事業の許可の取消し		○						
	8 同法第37条第１項又は第２項の規定による不動産特定共同事業者に対する業務管理者の解任の命令		○						
	9 同法第38条の規定による処分をしたときの公告			○					
	10 同法第39条の規定による不動産特定共同事業者に対する必要な指導、助言及び勧告			○					
	11 同法第40条第１項の規定による事			○					

	務所への立入検査等								
十二　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅の登録					○			
	2　同法第7条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅の拒否					○			
	3　同法第8条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅の変更登録					○			
	4　同法第13条の規定による登録事項の訂正等の指示					○			
	5　同法第14条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の取消し					○			
	6　同法第15条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の消除					○			
	7　同法第31条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定及び同法第32条の規定による通知					○			
	8　同法第33条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の変更認定及び通知					○			
	9　同法第36条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の目的外使用の承認					○			
	10　同法第38条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の地位の承継の承認					○			
	11　同法第39条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の改善命令					○			
	12　同法第40条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定の取消し					○			
十三　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第15条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の管理期間の設定				○				
	2　同規則第18条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の入居者の募集方法の決定				○				
	3　同規則第20条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の入居者の選定の特例対象者の基準の決定				○				
	4　同規則第34条の				○				

	規定による高齢者向け優良賃貸住宅の所得の基準額の設定								
十四　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成５年法律第52号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第３条の規定による特定優良賃貸住宅の供給計画の認定及び同法第４条の規定による通知					○			
	2　同法第５条の規定による特定優良賃貸住宅の供給計画の変更認定及び通知					○			
	3　同法第９条の規定による特定優良賃貸住宅の地位の承継の承認					○			
	4　同法第10条の規定による特定優良賃貸住宅の改善命令					○			
	5　同法第11条の規定による特定優良賃貸住宅の供給計画の認定の取消し					○			
十五　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成５年建設省令第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第７条の規定による特定優良賃貸住宅の入居者の資格の基準の設定				○				
	2　同規則第９条の規定による特定優良賃貸住宅の入居者の募集方法の決定				○				
	3　同規則第11条の規定による特定優良賃貸住宅の入居者の選定の特例の決定				○				
	4　同規則第15条の規定による特定優良賃貸住宅の管理できる者の基準の設定				○				
	5　同規則第16条の規定による特定優良賃貸住宅の管理の期間の設定				○				
	6　同規則第23条の規定による特定優良賃貸住宅の所得基準額の設定				○				
	7　同規則第26条の規定による特定優良賃貸住宅の入居者の資格基準等の設定				○				
十六　地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第27条の規定による事業計画及び資金計画の承認並びに当該承認についての国土交通大臣への協議		○						
	2　同法第40条第１項の規定による地方公社への立入検査		○						

		3　同法第40条第1項の規定による地方公社に対する業務等の報告の要求		○					
		4　同法第41条の規定による地方公社の業務に関する監督上必要な命令	○						
		5　同法第42条第1項の規定による法令違反等の場合の地方公社に対する業務の停止等の命令	○						
	十七　住宅復興支援の事務	1　自然災害により被災した住宅の復興に対する補助及び利子補給に係る事務 (一)　東部総合事務所の所管区域に係るもの (二)　八頭総合事務所の所管区域に係るもの (三)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (四)　西部総合事務所の所管区域に係るもの (五)　日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○ ○ ○	東部総合事務所長 八頭総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 日野総合事務所長
	十八　建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による建築基準法等の適用を除外する建築物の指定及び認定				○			
		2　同法第4条第7項の規定による建築主事の所轄区域の指定		○					
		3　同法第6条第1項第4号の規定による建築主事の確認を要する区域の指定	○						
		4　同法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定確認検査機関の指定		○					
		5　同法第6条の2第11項の規定による建築主及び指定確認検査機関への通知						○	総合事務所長
		6　同法第7条の3第1項第2号の規定による特定工程の指定		○					
		7　同法第7条の6第1項第1号の規定による検査済証の交付前の建築物の仮使用の承認						○	総合事務所長
		8　同法第9条第1項の規定による違反建築物等の工事の施工の停止等の命令						○	総合事務所長
		9　同法第9条第4						○	総合事務所長

項（同法第45条第２項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物の所有者等からの意見の聴取							
10　同法第９条第５項（同法第45条第２項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物の所有者等に対する通知及び公告						○	総合事務所長
11　同法第９条第７項（同法第10条第４項及び第10条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物等の使用禁止等の命令						○	総合事務所長
12　同法第９条第８項（同法第10条第４項及び第10条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定において準用する同条第４項の規定による違反建築物の所有者等からの意見の聴取						○	総合事務所長
13　同法第９条第９項（同法第10条第４項及び第10条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物等の公示の施行等の停止等の命令又は当該命令等の取消し						○	総合事務所長
14　同法第９条第10項の規定による緊急の必要がある場合へ違反建築物等の工事の施工等の停止の命令						○	総合事務所長
15　同法第９条の２の規定による建築監視員の任命		○					
16　同法第９条の３第１項の規定による違反建築物の設計者等の氏名等の通知		○					
17　同法第10条第１項の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物等の除却の勧告						○	総合事務所長
18　同法第10条第２項の規定による勧告に係る措置をとることの命令						○	総合事務所長
19　同法第10条第３項の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物等の除却等の命令						○	総合事務所長

20　同法第11条第１項の規定による公益上著しく支障がある既存の建築物の除却等の命令						○	総合事務所長
21　同法第12条第５項の規定による建築物の敷地構造等の報告の請求						○	総合事務所長
22　同法第14条第１項の規定による国土交通大臣に対する助言等の要求		○					
23　同法第14条第２項の規定による建築主事を置く市町村長に対する勧告等の実施		○					
24　同法第15条第４項の規定による建築統計の作成及び当該建築統計の国土交通大臣への送付		○					
25　同法第16条の規定による建築主事を置く市町村長に対する報告等の要求		○					
26　同法第17条第３項及び第10項の規定による市町村長に対する必要な措置をとるべきことの指示	○						
27　同法第18条第22項第１号の規定による検査済証の交付前の建築物の仮使用の承認						○	総合事務所長
28　同法第18条第23項の規定による国等の違反建築物に係る通知及び要請						○	総合事務所長
29　同法第18条の２第１項の規定による構造計算適合性判定機関の指定	○						
30　同法第22条第１項の規定による区域の指定並びに同条第２項の規定による当該区域の指定についての都道府県都市計画審議会の意見の聴取及び関係市町の同意の取得	○						
31　同法第42条第１項の規定による道路の幅員を６メートルとする区域の指定	○						
32　同法第42条第１項第４号の規定による道路法等による道路の新設等の事業計画のある道路の指定						○	総合事務所長
33　同法第42条第１項第５号の規定による道路の位置の						○	総合事務所長

指定								
34　同法第42条第2項の規定による幅員4メートル未満の道の指定		○						
35　同法第42条第3項の規定による土地の状況によりやむを得ない場合における水平距離の指定		○						
36　同法第42条第4項の規定による道路の指定							○	総合事務所長
37　同法第43条第1項ただし書の規定による建築物の敷地の接道要件を適用しない建築物の建築の許可							○	総合事務所長
38　同法第44条第1項第2号及び第4号の規定による道路内等における建築物の建築等の許可							○	総合事務所長
39　同法第44条第1項第3号の規定による地区計画等区域内の道路の上空等に設ける建築物の建築の認定							○	総合事務所長
40　同法第45条第1項の規定による私道の変更等の禁止又は制限							○	総合事務所長
41　同法第46条第1項の規定による壁面線の指定及び同条第3項の規定による公示							○	総合事務所長
42　同法第46条第1項の規定による壁面線の指定に係る利害関係を有する者からの意見の聴取							○	総合事務所長
43　同法第47条ただし書の規定による壁面線を超えた歩廊の柱等の建築の許可							○	総合事務所長
44　同法第48条第1項から第13項までに掲げる用途地域内における構築物の建築の許可							○	総合事務所長
45　同法第48条第14項の規定による用途地域内に建築物を建築することができる場合等の許可に係る利害関係を有する者からの意見の聴取及び同条第15項の規定による公示							○	総合事務所長
46　同法第51条ただし書の規定による卸売市場等の新築等の許可							○	総合事務所長

47　同法第52条第1項第6号の規定による容積率の指定	○						
48　同法第52条第2項の規定による前面道路幅員に乗じる係数の指定	○						
49　同法第52条第8項の規定による指定区域内の容積率緩和のために別に定める数値の指定	○						
50　同法第52条第8項第1号の規定による区域の指定	○						
51　同法第52条第10項、第11項及び第14項の規定による容積率の制限の緩和の許可						○	総合事務所長
52　同法第53条第1項第6号の規定による建ぺい率の指定	○						
53　同法第53条第3項の規定による建ぺい率の特例を適用する敷地の指定		○					
54　同法第53条第4項の規定による壁面線の指定がある場合等における法定の建ぺい率の限度を超える建築物の建築の許可						○	総合事務所長
55　同法第53条第5項の規定による建ぺい率の限度を超える建築物の建築の許可						○	総合事務所長
56　同法第53条の2第1項の規定による建築物の敷地面積の最低限度に満たない建築物の許可						○	総合事務所長
57　同法第55条第2項の規定による高さの限度を12メートルとする建築物の認定						○	総合事務所長
58　同法第55条第3項の規定による建築物の高さの限度を超える建築物の建築の許可						○	総合事務所長
59　同法第56条第1項の規定による隣地境界線に係る数値の指定	○						
60　同法第56条の2第1項ただし書の規定による日影による高さの制限を超える中高層の建築物の建築の許可						○	総合事務所長
61　同法第57条第1項の規定による建築物の高さの制限を適用しない高架の工作物内に設け						○	総合事務所長

る建築物の認定							
62　同法第57条の2第3項の規定による特例容積率の限度の指定						○	総合事務所長
63　同法第57条の2第4項及び規定による特例容積率の限度等の公告						○	総合事務所長
64　同法第57条の3第2項の規定による特例容積率の指定の取り消し						○	総合事務所長
65　同法第57条の3第3項の規定による特例容積率の指定を取消した旨の公告						○	総合事務所長
66　同法第57条の4第1項ただし書の規定による特例容積率適用区域内における建築物の高さの最低限度を超える建築物の許可						○	総合事務所長
67　同法第59条第1項第3号の規定による高度利用地区内の容積率等の制限を適用しない建築物の建築の許可						○	総合事務所長
68　同法第59条第4項の規定による高度利用地区内における建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の建築の許可						○	総合事務所長
69　同法第59条の2第1項の規定による容積率等の制限を超える建築物の建築の許可						○	総合事務所長
70　同法第60条の2第1項第3号の規定による都市再生特別地区内の建築物の容積率等の制限を適用しない建築の許可						○	総合事務所長
71　同法第67条の2第3項の規定による敷地面積が最低限度に満たない建築物の許可						○	総合事務所長
72　同法第67条の2第5項の規定による壁面の位置の制限を適用しない建築物の許可						○	総合事務所長
73　同法第67条の2第9項の規定による防災都市計画施設に係る開口率及び高さの制限を適用しない建築物の許可						○	総合事務所長
74　同法第68条第1項第2号の規定による景観地区内における高さの最高限度を超える建築						○	総合事務所長

物、又は最低限度に満たない建築物の許可							
75　同法第68条第２項第２号の規定による景観地区内における壁面の位置の制限を適用しない建築物の許可						○	総合事務所長
76　同法第68条第３項第２号の規定による景観地区内における敷地面積の最低限度に満たない建築物の許可						○	総合事務所長
77　同法第68条第５項の規定による景観地区内における建築物の高さの制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長
78　同法第68条の３第１項の規定による地区計画等に係る容積率の制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長
79　同法第68条の３第２項の規定による再開発等促進区等に係る建ぺい率の制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長
80　同法第68条の３第３項の規定による再開発等促進区等に係る建ぺい率の制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長
81　同法第68条の３第４項の規定による再開発等促進区等に係る建築物の高さの制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長
82　同法第68条の３第７項の規定による開発整備促進区内における用途の制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長
83　同法第68条の４の規定による地区計画等の区域内の容積率の最高限度に関する条例の規定を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長
84　同法第68条の５の２の規定による防災街区整備地区計画の区域内の建築物の容積率の特例の認定						○	総合事務所長
85　同法第68条の５の３第２項の規定による地区計画等の区域内の建築物の高さの限度を適用しない建築物の許可						○	総合事務所長
86　同法第68条の５						○	総合事務所長

の５第１項の規定による地区計画等の区域内の容積率の制限を適用しない建築物の認定							
87　同法第68条の５の５第２項の規定による地区計画等の区域内の建築物の高さの限度を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長
88　同法第68条の５の６第１項の規定による地区施設等の下にある部分の建築面積を建ぺい率の算定に算入しない建築物の認定						○	総合事務所長
89　同法第68条の７第１項の規定による予定道路の指定						○	総合事務所長
90　同法第68条の７第５項の規定による予定道路に接する場合の容積率の制限の適用する建築物の建築の許可						○	総合事務所長
91　同法第70条第１項の規定による建築協定の認可						○	総合事務所長
92　同法第73条第２項（同法第74条第２項及び第76条の３第４項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定を認可した旨の公告						○	総合事務所長
93　同法第74条第１項の規定による建築協定の変更の認可						○	総合事務所長
94　同法第74条の２第４項の規定による建築協定区域内の土地が当該建築協定区域内から除かれたことを知った旨の公告						○	総合事務所長
95　同法第76条第１項の規定による建築協定の廃止の認可						○	総合事務所長
96　同法第76条第２項（同法第76条の３第６項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定を廃止した旨の公告						○	総合事務所長
97　同法第76条の３第２項の規定による一の所有者の土地を区域とする建築協定の認可						○	総合事務所長
98　同法第77条の18第３項の規定による特定行政庁への意見聴取		○					
99　同法第77条の21第１項又は第３項		○					

の規定による指定確認検査機関を指定した旨の告示							
100　同法第77条の22第１項の規定による指定確認検査機関の業務区域の変更の認可	○						
101　同法第77条の22第４項の規定による指定確認検査機関の業務区域の変更の認可をした旨の公示		○					
102　同法第77条の23第１項の規定による指定確認検査機関の指定の更新	○						
103　同法第77条の24第４項の規定による確認検査員の解任命令	○						
104　同法第77条の27第１項の規定による確認検査業務規程の認可	○						
105　同法第77条の27第３項の規定による確認検査業務規程の変更命令	○						
106　同法第77条の30第１項の規定による指定確認検査機関の確認検査の業務に係る監督上必要な命令	○						
107　同法第77条の30第２項の規定による命令した旨の公示		○					
108　同法第77条の31第１項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施					○		
109　同法第77条の31第２項の規定による指定確認検査機関への立入調査の実施						○	総合事務所長
110　同法第77条の31第３項の規定による国土交通大臣への報告	○						
111　同法第77条の31第４項の規定による業務停止命令等の実施	○						
112　同法第77条の32第１項の規定による指定確認検査機関からの照会に対する通知等						○	総合事務所長
113　同法第77条の32の第２項の規定による指定確認検査機関への指示						○	総合事務所長
114　同法第77条の34第１項の規定による指定確認検査機関の確認検査の業	○						

務の全部又は一部の休廃止の届出の受理及び同条第３項の規定による公示							
115　同法第77条の35第１項又は第２項の規定による指定確認検査機関の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止の命令	○						
116　同法第77条の35第３項の規定による指定確認検査機関の指定の取消し等をした旨の公示		○					
117　同法第77条の35の５第１項の規定による指定構造計算適合性判定機関を指定した旨の公示		○					
118　同法第77条の35の５第３項の規定による指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更の届出があった旨の公示		○					
119　同法第77条の35の９第１項の規定による構造計算適合性判定業務規程の認可	○						
120　同法第77条の35の９第３項の規定による指定構造計算適合性判定業務規程の変更命令	○						
121　同法第77条の35の11の規定による構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務に係る監督上必要な命令	○						
122　同法第77条の35の12第１項の規定による指定構造計算適合性判定機関への報告徴収及び立入検査等の実施					○		
123　同法第77条の35の13第１項の規定による指定構造計算適合性判定機関の休廃止の許可	○						
124　同法第77条の35の13第３項の規定による指定構造計算適合性判定機関の休廃止の許可をした旨の公示		○					
125　同法第77条の35の14第１項又は第２項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の業務の停止の命令	○						

126 同法第77条の35の14第３項の規定による構造計算適合性判定機関の指定の取消し等をした旨の公示			○					
127 同法第77条の35の15第１項の規定による構造計算適合性判定機関によって行われない構造計算適合性判定の実施			○					
128 同法第77条の35の15第２項の規定による知事が構造計算適合性判定の業務を行い、又は行わないこととした旨の公示			○					
129 同法第79条第２項の規定による建築審査会委員の任命	○							
130 同法第80条の３第１項又は第２項の規定による建築審査会委員の解任	○							
131 同法第84条第１項の規定による被災市街地における区域の指定及び当該区域における建築物の建築の制限若しくは禁止又は同条第２項の規定による制限若しくは禁止の期間の延長の承認	○							
132 同法第85条第１項の規定による建設物の応急の修繕等に際して建築基準法令の規定を適用しない区域の指定	○							
133 同法第85条第４項の規定による応急仮設建築物の存続の許可							○	総合事務所長
134 同法第85条第５項の規定による仮設建築物の建築の許可							○	総合事務所長
135 同法第86条第１項の規定による総合的設計による１又は２以上の建築物の敷地を一の敷地とみなす特例に係る認定							○	総合事務所長
136 同法第86条第２項の規定による既存建築物の位置等を前提とした総合的設計による建築物を一の敷地とみなす特例に係る認定							○	総合事務所長
137 同法第86条第３項の規定による特例対象規定の適用について一の敷地とみなすこと及び							○	総合事務所長

容積率等の制限を超える建築物の建築の許可								
138　同法第86条第4項の規定による既存建築物の位置等を前提とした総合的設計による建築物の特例対象規定の適用について一の敷地とみなすこと及び容積率等の制限の緩和する建築物の建築の許可						○	総合事務所長
139　同法第86条第8項の規定による公告等						○	総合事務所長
140　同法第86条の2第1項の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定						○	総合事務所長
141　同法第86条の2第2項の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の許可						○	総合事務所長
142　同法第86条の2第3項の規定による公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可						○	総合事務所長
143　同法第86条の2第6項の規定による公告等						○	総合事務所長
144　同法第86条の5第2項の規定による複数建築物の認定の取消し						○	総合事務所長
145　同法第86条の5第3項の規定による複数建築物の許可の取消し						○	総合事務所長
146　同法第86条の5第4項の規定による公告等						○	総合事務所長
147　同法第86条の6第2項の規定による都市計画に基づく総合的設計による一団地の住宅施設に係る建築物について容積率等の制限の不適用の認定						○	総合事務所長
148　同法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定						○	総合事務所長
149　同法第86条の8第4項の規定による認定建築主への工事状況報告の請求						○	総合事務所長
150　同法第86条の8第5項の規定による認定建築主への						○	総合事務所長

	改善に必要な措置の命令								
	151　同法第86条の8第6項の規定による認定の取消し							○	総合事務所長
	152　同法第90条の2第1項の規定による工事中の特殊建築物等の使用禁止等の命令							○	総合事務所長
十九　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第115条の2第1項第4号の規定による外壁等が防火構造であることを要しない建築物の認定							○	総合事務所長
	2　同令第131条の2第1項の規定による街区の指定							○	総合事務所長
	3　同令第131条の2第2項の規定による計画道路又は予定道路を前面道路とみなす建築物の認定							○	総合事務所長
二十　建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第4条の11の規定による特定工程及び特定工程後の工程の公示			○					
	2　同令第10条第1項の規定による指定道路を指定した旨の公告							○	総合事務所長
	3　同令第10条第2項の規定による水平距離の指定の公告			○					
	4　同令第10条第3項の規定による道路の位置を指定した旨の通知							○	総合事務所長
	5　同令第11条の3第1項の規定によるフレキシブルディスクによる手続を行うことができる区域の指定			○					
二十一　鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第2条第2項の規定による災害危険区域の指定及び廃止の公示等		○						
	2　同条例第3条ただし書の規定による災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の許可							○	総合事務所長
	3　同条例第4条ただし書の規定によるがけ地付近の建築物の建築の認定							○	総合事務所長
	4　同条例第6条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定による特殊建築物等の敷地が道路に接する長さが基準に満たない建築物の建築の認定							○	総合事務所長

	5　同条例第９条ただし書の規定による自動車車庫等の出入口が同条各号に該当する道路に接する場合の建築の認定						○	総合事務所長
二十二　建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第４条第３項の規定による外国の建築士免許を受けた者の二級建築士又は木造建築士の認定	○						
	2　同法第５条の規定による二級建築士及び木造建築士の免許の登録、免許証の交付又は免許証の返納の受理		○					
	3　同法第８条の２の規定による建築士の死亡等の届出の受理						○	総合事務所長
	4　同法第９条第１項の規定による二級建築士及び木造建築士の免許の取消し	○						
	5　同法第９条第２項の規定による二級建築士及び木造建築士の免許の取消しの公告		○					
	6　同法第10条第１項の規定による二級建築士及び木造建築士がその業務に関し不誠実な行為をしたとき等の場合における戒告、業務の停止の命令又は免許の取消し	○						
	7　同法第10条第５項の規定による二級建築士及び木造建築士の戒告、業務停止の命令又は免許の取消しの公告		○					
	8　同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の実施		○					
	9　同法第13条の２第１項の規定による不正の手段によって二級建築士及び木造建築士の試験を受け、又は受けようとした者の合格の取消し、又は受験の禁止	○						
	10　同法第15条第３号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を有する者の認定		○					
	11　同法第15条の６の規定による指定試験機関の指定	○						
	12　同法第23条の３						○	総合事務所長

		の規定による建築士事務所の登録又は更新の登録							
		13　同法第23条の4第1項又は第2項の規定による建築士事務所の登録の拒否						○	総合事務所長
		14　同法第23条の8第1項の規定による建築士事務所に係る登録の抹消						○	総合事務所長
		15　同法第26条第1項又は第2項の規定による法令違反等の場合における建築士事務所の登録の取消し等		○					
		16　同法第26条の2第1項の規定による建築士事務所への立入検査又は建築士事務所の開設者等に対する報告の要求						○	総合事務所長
		17　同法第29条第3項の規定による建築士審査会委員の任命	○						
	二十三　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第7条第1項の規定による特定建築物の所有者に対する指導及び助言 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		2　同法第7条第2項の規定による特定建築物の所有者に対する指示 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		3　同法第7条第3項の規定による指示に従わない特定建築物の所有者の公表		○					
		4　同法第7条第4項の規定による特定建築物の所有者に対する報告の要求又は特定建築物への立入検査 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務						○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務

務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○	所長 西部総合事務所長
5　同法第８条第３項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
6　同法第８条第８項後段（同法第９条第２項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の耐震改修の計画を認定したときの建築主事への通知 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
7　同法第９条第１項の規定による建築物の耐震改修の計画の変更の認定 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
8　同法第10条の規定による認定事業者に対する報告の要求 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
9　同法第11条の規定による認定事業者に対する改善の命令 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務						○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務

	務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○	所長 西部総合事務所長
	10　同法第12条の規定による建築物の耐震改修の計画の認定の取消し (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	11　同法第13条第１項の規定による特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定基準の特例の承認	○						
二十四　浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第５条第１項の規定による浄化槽の設置等の届出（特定行政庁に対するものに限る。）の受理 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	2　同法第５条第３項の規定による浄化槽の設置等の計画の変更又は廃止の命令 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	3　同法第５条第４項の規定による浄化槽の設置等の届出（特定行政庁に対するものに限る。）の内容が相当であると認める旨の通知 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長

砂丘事務所	一　日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例（平成20年鳥取県条例第64号）に基づく知事の権限に属する事務（日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例施行規則（平成21年鳥取県規則第21号）第4条第2項の規定により処理するものを含む。）	1　同条例第11条第1項の規定による指示						○		
		2　同条例第12条の規定による原状回復命令						○		
		3　同条例第14条の規定による過料処分			○					
農林水産部共通	一　農林土木工事（治岸漁場整備事業に係るものを除く。以下農林水産部共通の項の一から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務	略								
		5　農林土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一)　契約の対象となる部分の金額が１億円以上のもの (二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上１億円未満のもの (三)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの	○	○					○	総合事務所長

	二十五　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第74条第1項の規定による建築主への指導及び助言 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		2　同法第75条第2項の規定による届出をした者に対する指示 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		3　同法第75条第3項の規定による指示に従わない旨の公表		○						
		4　同法第75条第5項の規定による維持保全すべき旨の勧告		○						
農林水産部共通	一　農林土木工事（治岸漁場整備事業に係るものを除く。以下農林水産部共通の項の一から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務	略								
		5　農林土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一)　契約の対象となる部分の金額が１億円以上の工事に係るもの (二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上１億円未満の工事に係るもの (三)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの	○	○					○	総合事務所長

			6　農林土木工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一)　契約の対象となる部分の金額が１億円以上のもの (二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上１億円未満のもの (三)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの	○ ○						○	総合事務所長				6　農林土木工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一)　契約の対象となる部分の金額が１億円以上の工事に係るもの (二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上１億円未満の工事に係るもの (三)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの	○ ○						○	総合事務所長
			略												略						
		略											略								
		三　略											三　略								
												四　調査委嘱規則（昭和50年農林漁業金融公庫規則第３号）第2条第3項の規定に基づく事務	1　同規則第２条第３項の規定による農林漁業金融公庫への書類の提出 (一)　農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）別表第１に規定する資金に係るもの (1)　同表第１号(一)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書 (2)　同表第１号(二)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書（当該資金の借受者が、財団法人鳥取県造林公社以外の者である場合に限る。） (3)　同表第１号(三)に規定する資金に係る貸付対象事業調書 (4)　同表第１号(四)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書 (5)　同表第１号(四の二)に規定する資金に係る貸付対象事業調書 (6)　同表第１号(八)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書							○ ○ ○ ○ ○ ○	総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長

	（林業関係資金で一の地方農林振興局又は総合事務所農林局に係る事業資金に限る。）								
	（７）　同表第１号(九)に規定する資金に係る貸付対象事業調書、意見書、工事竣工認定調書及び補助金交付状況調書（林業関係資金に限る。）							○	総合事務所長
	（８）　同表に規定する資金で（１）から（７）までに掲げるもの以外のものに係る貸付対象事業調書等			○					
	（二）　農林漁業金融公庫法別表第２に規定する資金に係るもの								
	（１）　同表第４号に規定する資金に係る貸付対象事業調書							○	総合事務所長
	（２）　同表に規定する資金で（１）に掲げるもの以外のものに係る貸付対象事業調書等			○					

農政課	略								
	三　農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく知事の権限に属する事務　略								
	4　同法第33条の６の規定による利害関係人又は検察官の請求による仮理事の選任		○						
	5　略								
	6　略								
	7　略								
	8　同法第56条の２第４項の規定による裁判所への意見の陳述	○							
	9　同法第58条の規定による清算結了の届出の受理		○						
	10　同法第73条の３第２項の規定による解散の登記の嘱託		○						
	11　略								
	12　略								
	13　略								
	14　略								
	15　略								
	16　略								

農政課	略								
	三　農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく知事の権限に属する事務　略								
	4　略								
	5　略								
	6　略								
	7　略								
	8　略								
	9　略								
	10　略								
	11　略								
	12　略								

			17 略								13 略
			18 略								14 略
			19 略								15 略
			20 略								16 略
			21 略								17 略
			22 略								18 略
			23 略								19 略
			24 略								20 略
			25 略								21 略
			26 略								22 略
	略									略	
	八 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務		略							八 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務	略
			3 同法第11条第4項の規定による組合の信用事業規程の変更の届出の受理			○					3 略
			4 略								4 略
			5 略								5 略
			6 略								6 略
			7 同条第11条の7第4項の規定による組合の共済規程の変更の届出の受理			○					7 略
			8 略								8 略
			9 略								9 略
			10 略								10 略
			11 略								11 略
			12 略								12 略
			13 略								13 略
			14 略								14 略
			15 略								15 略
			16 略								16 略
			17 略								17 略
			18 略								18 略
			19 略								19 略
			20 略								20 略
			21 同法第44条第4項の規定による組合の定款の変更の届出の受理			○					21 略
			22 略								22 略
			23 同法第50条の2第7項（同法第50条の4第5項において準用する場合を含む。）の規定による組合の信用事業の全部譲渡又は共済事業の全部譲渡等の届出の受理			○					19 略

	24 略									20 略
	25 略									21 略
	26 略									22 略
	27 略									23 略
	28 同法第64条第４項の規定による組合の解散の届出の受理			○						
	29 略									24 略
	30 略									25 略
	31 略									26 略
	32 同法第72条の13第２項の規定による農事組合法人の定款の変更の届出の受理			○						
	33 同法第72条の16第４項の規定による農事組合法人の成立の届出の受理			○						
	34 同法第72条の17第２項の規定による農事組合法人の解散の届出の受理			○						
	35 同法第72条の18第３項の規定による農事組合法人の合併の届出の受理			○						
	36 略									27 略
	37 略									28 略
	38 同法第73条の12の規定による出資農事組合法人の組織変更の届出の受理			○						
	39 略									29 略
	40 略									30 略
	41 略									31 略
	42 略									32 略
	43 略									33 略
	44 略									34 略
	45 略									35 略
	46 略									36 略
	47 略									37 略
	48 略									38 略
	49 同法第97条の２の規定による共済代理店の設置等の届出の受理			○						
	50 略									39 略
八の二 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成５	1 同令第７条第２項の規定による信用事業方法書の制定等の届出の受理			○						

年大蔵省・農林水産省令第1号）												
九　森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく知事の権限に属する事務	略										九　森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく知事の権限に属する事務	略
	11　同法第61条第４項（同法第100条第２項において準用する場合を含む。）の規定による組合の定款の変更の届出の受理			○								
	12　略											11　略
	13　略											12　略
	14　略											13　略
	15　略											14　略
	16　略											15　略
	17　略											16　略
	18　同法第83条第５項（同法第100条第４項において準用する場合を含む。）の規定による組合の解散の届出の受理			○								
	19　略											17　略
	20　略											18　略
	21　略											19　略
	22　略											20　略
	23　略											21　略
	24　略											22　略
	25　略											23　略
	26　略											24　略
	27　略											25　略
	28　略											26　略
	29　略											27　略
	30　略											28　略
	31　略											29　略
	32　略											30　略
	33　略											31　略
	34　略											32　略
略											略	
十一　水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく知事の権限に属する事務	略										十一　水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく知事の権限に属する事務	略
	3　同法第17条第４項の規定による漁業経営に必要な条件を欠くに至った旨の届出の受理			○								
	4　略											3　略
	5　略											4　略
	6　略											5　略
	7　略											6　略
	8　略											7　略

9 略									8 略
10 同法第48条第４項（同法第86条第２項、第92条第３項及び第96条第３項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の届出の受理			○						
11 同法第54条の４第４項（同法第96条第３項において準用する場合を含む。）において準用する第54条の２第７項の規定による共済事業の全部譲渡等の届出の受理			○						
12 略									9 略
13 略									10 略
14 略									11 略
15 同法第68条第２項（同法第86条第４項及び第96条第５項において準用する場合を含む。）の規定による解散の決議の認可	○								12 同法第68条第２項（同法第86条第４項及び第96条第５項において準用する場合を含む。）の規定による解散の決裁の認可 ○
16 同法第68条第５項（同法第86条第４項及び第96条第５項において準用する場合を含む。）の規定による解散の届出の受理			○						
17 略									13 略
18 同法第85条の９第４項の規定による裁判所への意見の陳述		○							
19 同法第85条の10の規定による清算結了の届出の受理			○						
20 略									14 略
21 略									15 略
22 同法第91条第５項（同法第100条第５項において準用する場合を含む。）の規定による解散の届出の受理			○						
23 略									16 略
24 略									17 略
25 略									18 略
26 略									19 略
27 略									20 略
28 略									21 略
29 略									22 略

	30 略								
	31 略								
	32 略								
	33 同法第126条の2の規定による共済代理店の設置等の届出の受理			○					
	34 略								
十二 水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条第3項の規定による資源管理規程の廃止の届出の受理			○					
十三 水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第205条第7項の規定による業務報告書の提出の延期の承認			○					
	2 同令第225条第4項の規定による事業計画書又は決算速報の提出の延期の承認			○					
十四 略									
十五 略									
十六 略									
略									
経営支援課 略									
十三 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
	5 同法第9条第1項の規定による農地保有合理化法人の業務又は資産の状況に関する報告の徴収		○						
	略								
略									

	23 略								
	24 略								
	25 略								
	26 略								
十二 略									
十三 略									
十四 漁業協同組合合併促進法（昭和42年法律第78号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の規定による合併及び事業経営計画の認定		○						
	2 同法第9条第1項の規定による漁業協同組合合併推進法人の指定		○						
	3 同法第11条第1項の規定による事業計画及び収支予算の認可又は変更の認可			○					
	4 同法第12条第1項の規定による報告の徴収			○					
	5 同法第12条第2項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令		○						
	6 同法第12条第3項の規定による指定の取消し		○						
十五 略									
略									
経営支援課 略									
十三 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第56号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
	5 同法第9条第1項による農地保有合理化法人の業務又は資産の状況に関する報告の徴収		○						
	略								
略									